



2023年2月3日

環境省の令和4年度「地域脱炭素融資促進利子補給事業」指定金融機関の採択について

沼津信用金庫（理事長 鈴木 俊一）は、環境省の「令和4年度地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されました。

「地域脱炭素融資促進利子補給事業」とは、ESG[※]融資の普及・拡大を図るとともに、CO₂の排出削減に資する設備投資を促進することを目的として環境省が実施する利子補給事業です。

本制度は環境省の利子補給事業に則り、省エネや再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者を対象に、最大1.0%、最長3年間の利子補給を行う点が特長となっています。

当金庫は気候変動を含む環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた取組みを推進しており、本利子補給事業を活用して、地域の脱炭素に資する融資に積極的に取り組んでまいります。

※ 企業の持続的成長のために必要とされる、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の3分野のこと。

以上

<お問合せ先>

沼津信用金庫 法人営業部 担当：森田、鈴木

〒410-0802 静岡県沼津市上土町3 沼津トラストビル

TEL：055-962-6767 FAX：055-955-7375

「ぬましん地域脱炭素促進利子補給付融資制度」概要

制 度 名	ぬましん地域脱炭素促進利子補給付融資制度
融 資 対 象 者	一般社団法人環境パートナーシップ会議※が認定する、CO ₂ 排出量削減効果の高い再エネや省エネ事業のための設備投資を行う事業者
資 金 使 途	一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する、CO ₂ 削減効果の高い再エネや省エネ事業に関する設備資金
融 資 金 額	10億円以内
融 資 利 率	当金庫所定利率
利 子 補 給	融資実行日から最長3年間、最大1.0%
貸 付 方 式	証書貸付
返 済 方 法	原則、年2回（毎年3月及び9月の各10日）に元金均等返済、利息後払い
担 保 ・ 保 証 人	必要に応じ徴求
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者さま自らが二酸化炭素排出量を算定している必要があります。・ 環境省の利子補給事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または停止される場合がございます。

※一般社団法人環境パートナーシップ会議とは、環境省より「地域脱炭素融資促進利子補給事業」を受託し、運営を行う事業者のこと。